

議案第43号

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年6月5日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

1 和解及び損害賠償の相手方

愛知県岡崎市在住 男性

2 事故の概要

平成25年2月23日（土）午後7時10分頃、名古屋鉄道株式会社西春駅の東側ロータリーにおいて、名鉄バスから下車して歩道を通行していた相手方を路面の陥没による段差で転倒させ、車止めの金属ポールに左肩及び左胸を強打したことにより、負傷させたものである。

3 和解の要旨

- (1) 北名古屋市は、上記事故で負傷した相手方に対して、下記の額の損害賠償金の支払義務があることを認める。
- (2) 北名古屋市及び相手方は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

4 損害賠償の額

2,457,328円